

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談	2月 8日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 2月1日(水)午前8時30分～) 2月22日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 2月14日(水)午前8時30分～) 3月 8日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 3月1日(水)午前8時30分～) 電予 ※いずれも先着6人・時間の指定はできません	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 ※市役所代表電話(33)3111では 予約できません
司法書士相談	15日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 7日(水)午前8時30分～)		
行政相談	9日(木) 午後1時30分～4時	市役所2階 市民相談室	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5553
人権相談	9日(木) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	
福祉に関する相談・ 生活困窮の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	市役所2階 福祉政策課窓口	福祉暮らし仕事相談室 TEL(36)5583・FAX(32)6518
職業相談 (求人票の配布、就職など にかかる相談)	14日(火) 午前9時30分～11時30分	八幡子どもセンター	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	14日(火) 午後1時30分～3時30分	八幡東子どもセンター	
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談) 電予	27日(月) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談	2月6日(月) 午前9時～午後8時	近江八幡商工会議所	近江八幡商工会議所 TEL(33)4141 安土町商工会 TEL(46)2389
	3月6日(月) 午前9時～午後8時	安土町商工会	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
農業相談	2月1日(水)、3月1日(水) 午前9時30分～11時30分	総合支所 消防司令室	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
介護者のつどい	20日(月) 午後1時30分～3時 ※高齢のご家族を介護されている人が対象	ひまわり館2階 研修室3	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談	月～金曜 午前9時～午後4時30分 ※幼児・小・中学生とその保護者対象	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
保育人材バンク 『出張就職相談』 電予	17日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL 077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所 電予	9日(木) 午前10時～午後4時	ひまわり館2階 研修室2・3	草津年金事務所お客様相談室 TEL 077(567)1311
心配ごと相談	月～金曜の偶数日 午後1時～4時	ひまわり館1階 相談室1	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	
退職男性のための 地域活動相談	27日(月) 午後1時～3時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時		
保護司相談	28日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡保護区保護司会 TEL(46)3141(内線345)
税務相談 電予	2月・3月はありません	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	17日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫本店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	6日(月)・14日(火)・22日(水) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725



不安をあおって契約させる「点検商法」に注意!



【事例】

近所で工事をしているという事業者が突然訪問し「お宅の屋根が傷んでいるのが見えた」と声をかけてきた。翌日自宅の屋根を見てもらったところ「かなりひどい。このままでは雨漏りするのですぐに修理したほうがいい」と言われた。迷っていると「早くしたほうがいい。今なら安くする」とせかさされ、150万円の契約をしたが、信用できるか心配になった。

住宅の屋根や床下、排水管などを「無料で点検する」と言って訪問し、言葉巧みに消費者の不安をあおって契約させる「点検商法」の相談が寄せ

られています。突然訪問してきた事業者に、安易に点検を依頼しないようにしましょう。点検後に悪い結果を告げられてもうのみにせず、別の専門家に確認を依頼したり、相見積もりをとるようにしましょう。一度契約してしまうと悪質な事業者が目をつけられ、いくつも契約をさせられる「次々販売」に発展することがあります。特に高齢者は被害に遭いやすいため、ご家族や周囲の人は不審な人物が訪問していないか、見慣れない書面がないかなど、様子に気を配りましょう。突然の訪問で契約した場合、クーリングオフができる場合があります。困ったときはすぐに消費生活センターに相談してください。

消費者トラブルで困ったらご相談ください!

近江八幡市消費生活センター (人権・市民生活課内)
TEL(36)5566・FAX(36)5553

いやや
消費者ホットライン
188



11 限目 地域情報を手に入れよう

市政や地域の情報を知ることは、快適な生活を送るうえで大切です。

市では、ホームページ、タウンメール、LINEやYouTubeなどのSNSといった、さまざまな方法で市政情報を発信していますが、やはり代表的な媒体は、毎月発行している広報紙です。広報紙は、最新の市政情報や月々の募集、案内などを掲載しており、市民が暮らしの情報を得るための大きな役割を果たしています。この広報紙と一緒に、地域の出来事やお知らせを掲載した各学区のまち協だよりやチラシなどを、自治会の協力のもと、各戸に配付しています。

また、より地域に密着した情報を知るための媒体として、回覧板があります。自治会が地域住民に知ってもらいたいことや、自治会内での行事の案内などに活用しています。市も広報紙に掲載しきれない市政情報や、一部地域への案内、各機関・事業者の活動など、地域に必要な情報の回覧を自治会にお願いし、住民への情報発信や注意喚起を図っています。

本市は自治会との協働により、適時で充実した情報提供に努めています。



広報紙と回覧板

自治会加入を希望する人へ、地域の自治会を紹介します!

問 まちづくり協働課 TEL(36)5552・FAX(36)5553